

環境について考える人が住むまち

【環境】



絵画・写真展 入選作品 「野々市しを、さんぽ」

環境の保全の推進

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

私たちの日常生活や事業活動は、さまざまな面から環境に負荷を与えており、今日の多くの環境問題にとって無視できない要因となっています。

健全で恵み豊かな自然環境が保全されるとともに、それらを通じてすべての市民が幸せを実感できる生活と、次の世代へ継承できる環境の保全を推進します。

環境の保全に関して、総合的で長期的な視点から、計画的に本市の社会的、自然的条件に応じた環境保全のため、本市が持つ資源や特長を生かした地域づくりに努めます。

施策を取り巻く環境

私たちの生活や活動に伴って排出されている、温室効果ガス※によって引き起こされている地球温暖化をはじめとする環境負荷は、さまざまな形で私たちの暮らしに影響を及ぼしています。

今日の環境問題の中には、このまま放置すれば、将来、甚大な被害をもたらす可能性が指摘されている問題もあります。

特に、地球温暖化問題に対する取り組み、循環型社会の構築、良好な大気環境や健全な水環境の確保、生物多様性※の保全の分野について、着実に前進を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境基本条例制定の達成度	%	0	100	条例制定の達成割合

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
環境基本条例制定の検討													
環境基本条例の制定													
環境基本計画の策定と実施													

○分野別計画 環境基本計画(平成33年度策定予定)

市民協働への取り組み

一つひとつの力は小さくても、多くが集まれば大きな力になるはずです。電気をこまめに消す、水を出しっぱなしにしないなど、身近なことからはじめ、日常生活での環境への負荷を低減するための取り組みを支援します。

地球温暖化対策の推進

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす大きな問題です。

その解決には、市民、事業者、国、県、近隣市町と本市が連携して、温室効果ガスの排出抑制などに取り組まなければなりません。

温室効果ガス排出抑制などに取り組むにあたり、まず本市自身が率先的な取り組みにより市民や事業者の模範となるよう努めます。

また、市民や事業者の協力を得て、公共交通機関や自転車の利用促進などのライフスタイルの見直しを進め、暮らしや産業活動、輸送、エネルギーの低炭素社会の実現を推進します。

さらに、市民や事業者によるグリーンカーテン※、太陽光などの新エネルギーによる地球温暖化対策の普及を積極的に推進します。

施策を取り巻く環境

国では、温室効果ガスの排出抑制、吸収の量の目標を設定し、国内における地球温暖化対策の全体枠組みの形成とその総合的実施とともに、クールビズ※やウォームビズ※などの国民運動を展開するほか、国際的協調のもとで、さらなる取り組みが求められています。

また、地方公共団体には、自らの温室効果ガス排出量の削減や市民、事業者に対する支援のほか、地域の条件に応じて、創意工夫により温室効果ガスの排出削減に資する都市・地域整備、社会資本の整備、新エネルギーの導入、緑化運動の推進などの取り組みが期待されています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地球温暖化対策実行計画の達成度	—	100	90	市の事務・事業により排出される温室効果ガス量の削減(対平成20年度)
地球温暖化対策に対する支援	件数	100	500	住宅用太陽光発電システム設置への支援等による地球温暖化の低減

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
主要な事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減													
市民、事業者による地球温暖化対策への支援													
地球温暖化対策実行計画の見直し													

○分野別計画 地球温暖化対策実行計画(平成22年度～平成33年度)

市民協働への取り組み

私たちの住む地球を守るため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを抑える取り組みを日常から行う市民となるよう啓発活動などを通じて、その支援をしていきます。

3 自然環境の保全

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

私たちは、多様な生き物たちの恵みにより“いのち”と“くらし”が支えられていることを理解しなければなりません。

国や県、近隣市町などと連携し、自然と人間との共生をめざし、生物多様性の保全や持続可能な地域の構築に努めます。

また、市民の里地・里山・里海の保全に対する関心を高め、自然とのふれあいを通して、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

施策を取り巻く環境

生物の多様性は、開発などによる生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山などの劣化、外来種*などによる生態系のかく乱などにより、危機に直面しています。

また、地球温暖化などの気候変動は、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれが懸念されています。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境ボランティアの人数	人	0	20	自然環境保全に関心のある市民の増加
環境ボランティアによる活動回数	回/年	0	4	自然環境保全の啓発などを行う催し物等の増加

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
自然環境の保護に携わるボランティアなどの育成													

市民協働への取り組み

私たちの生活や事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を承知し、人間だけではなく、鳥や花、木や昆虫、動物たちも、私たちと共に生きていることに配慮した生活や事業活動を支援していきます。

4 ごみ減量、資源リサイクルの推進

基本方針

私たちの生活は、さまざまな資源の利用によって成り立っています。

限りある資源を有効に活用し、豊かな本市の姿を次世代に引き継ぐためには、私たちのライフスタイルを見直し、ごみの減量や、資源のリサイクルを推進する必要があります。

本市では、市民や事業者の協力により、ごみになるものはいらないと断る(Refuse:リフューズ)、ごみをできるだけ減らす(Reduce:リデュース)、再利用する(Reuse:リユース)、再生利用を心がける(Recycle:リサイクル)、修理して使う(Repair:リペア)という5つのRを推進します。

また、再生資源など環境への負荷の少ない環境物品などの購入を推進し、地域における循環型社会を構築し、環境への負荷が低減されるよう努めます。

施策を取り巻く環境

資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にするには、循環型社会を形成することにより、地域を持続することが可能な生産形態、消費形態を作り上げなければなりません。

今、私たちが暮らす環境は、自然の循環サイクルから外れており、自然による自浄力だけでは回復することが難しくなっています。

すべての市民が力を合わせて、汚さない努力をすることが必要です。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
家庭系ごみの排出量	g	592	517	市民1人1日あたりのごみ排出量低減
事業系ごみの排出量	g	7,083	6,189	1事業所1日あたりのごみ排出量低減
リサイクル率	%	13	15	空き缶、空き瓶等のリサイクル率向上による環境負荷の低減

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
家庭系ごみの減量													
事業系ごみの減量													
ごみのリサイクル推進													

○分野別計画 一般廃棄物処理基本計画(平成23年度～平成33年度)

容器包装廃棄物にかかる分別収集計画(第6期)(平成23年度～平成27年度)

市民協働への取り組み

5つのRを承知し、私たちが生活する地域と、地球環境を考えることができる機会を提供することにより、環境への負担が少なくなることを支援します。

5 廃棄物の適正処理

基本方針

循環型社会を形成するためには、家庭から排出される一般ごみや燃えないごみなどの廃棄物を、指定された日に分別して排出するなど、適正な処理方法を行うことが重要です。

廃棄物を適正に処理するために、市民と事業者、行政が一体となって普及啓発活動に努めます。

また、家庭系ごみの排出量に応じた負担の公平化などの観点から、分別収集の区分の見直しや集団回収への助成、排出抑制や再利用の促進などの充実を図るとともに、ごみ処理有料化の導入について検討します。

施策を取り巻く環境

人口や事業所数の増加に伴う廃棄物の適正な処理と、廃棄物処理施設や最終処分場などの整備が課題となっています。

また、近年では、燃えないごみなどの集積場から廃棄物を持ち去る行為が見受けられ、このことに対して適切な措置を講ずる必要があります。

さらに、地震や水害などの災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物^{*}についても、迅速で適正に処理できるよう体制を整える必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
家庭ごみ集積場数	箇所	1,600	2,000	家庭ごみを出しやすい環境を整備し、不法投棄を抑制

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
白山野々市広域事務組合や隣接市との連携													
一般廃棄物処理業者に対する指導													
市民、町内会などに対する支援と啓発活動													
家庭系ごみ処理の有料化についての検討													
災害廃棄物処理計画の策定													

- 分野別計画 一般廃棄物処理基本計画(平成23年度～平成33年度)
 容器包装廃棄物にかかる分別収集計画(第6期)(平成23年度～平成27年度)
 地域防災計画(平成24年度改訂) 災害廃棄物処理計画(平成28年度策定予定)

市民協働への取り組み

ごみの適正な排出に努めるとともに、市民協働によって不法な投棄や、廃棄物の持ち去りなどの早期発見や速やかな除去を行うことができるよう、体制の整備支援と啓発活動を行います。

快適な生活環境の確保

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

良好な水環境、大気環境、土壌環境を守り、また、日常生活に起因する公害や苦情のないまちをめざします。

本市に生活する市民や事業所の増加に伴って、日常生活や事業活動上でトラブルが発生する場面が見受けられますが、市民の相互理解や、地域コミュニティの形成により、自主的に解決することができ、快適な生活環境を確保できるよう、啓発活動を推進します。

施策を取り巻く環境

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のほか、近年増加傾向にある、日照や通風の阻害、光害、電波障害などや日常生活に起因する公害など、公害の種類は多様化しています。

事業活動などに伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害の発生が懸念され、また、空き地の適正な管理、ペットのふんの適切な処理を怠るなど日常生活にかかわるマナーが守られないことにより、生活環境に被害が生ずるおそれがあります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
空き地の除草受託面積	m ²	12,000	10,000	市民の自主的な解決により受託面積の減少

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
公害防止のための指導													
環境分析調査の実施													
空き地の除草													
美化推進活動に対する支援													

市民協働への取り組み

特に、日常生活に起因する公害について、市民同士がお互いを気遣い、地域で生活しているという意識醸成のための支援を行います。

持続的な地下水の保全と利用の調和

基本方針

地下水は、地域特有の地質や自然、人為的な水循環の巧みな組み合わせによって成り立っている貴重な資源です。

豊富であると考えがちな地下水も、決して無限にあるものではなく、また、地下水は地域で共有する貴重な資源であることを認識し、“持続的な地下水の保全と利用の調和”を基本理念として、その保全対策を地域全体で取り組むことを進めます。

また、地盤沈下の原因ともなる地下水の水位、揚水量、かん養^{*}量などの推移を注視し、近隣市町との連携を保ちながら、地下水の採取規制のあり方を検討します。

施策を取り巻く環境

都市化の進展などに伴い、農地などが雨水の浸透しにくい宅地や道路等に変わってきており、地下水がかん養される条件は次第に厳しさを増していることから、かん養の保全に努め、大きな保水力を持つ水田などの機能を、できる限り保全することが必要になります。

また、本市域は手取川扇状地に位置しており、主に砂や石が堆積する浸透性が高い地域です。地表に流れ出した有害物質などが容易に帯水層へ到着し、地下水を汚染させる可能性があることから、地下水の水量や水質などの保全計画の策定が急務となります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
地下水保全計画の策定	%	0	100	策定の達成割合

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
地下水保全計画の策定													
計画に基づく地下水保全の実施													

○分分野別計画 地下水保全計画(平成27年度策定予定)

市民協働への取り組み

節水を心がけ、限りある貴重な水資源の保護と保全のための意識醸成を図ります。

3 墓地の確保

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

健全な公衆衛生の確保の観点から、公営墓地の適切な管理に努めるとともに、墓地、納骨堂の設置者に対して適正な管理の指導を推進します。

また、既存墓地の拡張について検討を行うとともに、新たな公営墓地公園等の設置を検討します。

新たな墓園の設置は、供養参拝される方の幅広い年齢層を考え、近距離にあり、一定規模の駐車場を持ち、緑地等で囲まれる場所とすることを検討します。

新たな公営墓地の場所については、新市街地整備地区で設置することを検討します。

施策を取り巻く環境

本市が、住みたい、住み続けたいと考えてもらえる定住化志向の高いまちとなるためには、生涯にわたって、また、世代を超えて住み続けることのできる環境が必要です。

本市内には、墓地が少なく、また、行政区画が小さく、市街化が進んだ本市の現状では、まとまった墓地の用地を確保することは非常に困難な課題です。

墓地の拡張や新たな墓地の設置のためには、公衆衛生の確保とともに、周辺で生活する市民の理解を十分に得る必要がありますが、“ふるさと野々市”として、安心して住み続けるまちを実現するためには、墓地が必要不可欠であり、定住化を促進するために重点的に検討する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
墓地区画数(概数)	区画	2,000	5,000	定住化志向の向上 (宗教法人が設置する墓地を除く)

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
公営墓地の適正管理や共同墓地などの 適正管理指導													
共同墓地などの拡張に対する支援													
公営墓地の設置検討													

市民協働への取り組み

定住化促進を目的とする公営墓地公園等を設置することについて検討を行うにあたり、市民からの意見を伺い、最良な墓地公園等の設置を行います。

環境教育の充実

基本方針

地球温暖化や廃棄物処理などの環境問題に対する市民の意識は、徐々に高まっています。環境保全に対する意欲のさらなる増進をめざし、環境教育の推進に努め、市民一人ひとりが環境に配慮した地域の形成に参加、参画する意識がさらに高まるよう支援します。

また、地球環境問題を正しく理解し、一人ひとりが行動するまちをめざして、家庭や学校、地域、職場など、さまざまな機会を通じて環境教育の実施の働きかけや支援を行い、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

スポーツや文化活動、ボランティア活動を通して、五感を使って四季折々の自然にふれあう体験により、自然環境、生物多様性の保全の理解を深める機会の提供に努めます。

施策を取り巻く環境

環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが、環境に配慮した生活を送る消費者として、環境に対する意識やライフスタイルを変えていく必要があります。

また、環境や環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識などを市民が得るための教育や学習の機会を充実する必要があります。

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明
環境教育への参加	人	100	500	町内会が実施するごみ減量等の研修会などによる環境保全意識の高揚
環境全体験事業への参加	人	—	100	田んぼの生き物調査や水、森などの大切さを学ぶことによる環境保全意識の高揚

施策を実現する手段

▼主な事業名	年度▶	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
環境保全活動に対する支援													
環境教育などに関する情報提供													
市民への啓発活動													

市民協働への取り組み

行政が行う環境保全に対する啓発活動や、環境教育の実施についての働きかけにより、市民の環境意識を高めるための支援を行います。